

熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のよう  
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例  
第82号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する  
基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）において使用する  
用語の例による。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第65条第1項の規定により条  
例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省  
令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第22条第2項中「規定」とあるのは「規定並びに熊  
本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第  
82号。以下「条例」という。）第4条から第6条までの規定」と、省令附則第2条  
中「この省令の施行の際」とあるのは「平成25年4月1日において」と、「附則第

17条の」とあるのは「附則第17条まで及び条例第4条から第7条までに」と読み替えるものとする。

(記録の保存期間)

第4条 前条第1項の場合において、省令第9条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。

第5条から第16条までを削る。

第17条の見出しを「(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

軽費老人ホームは、市長の求めに応じ、省令第17条第4項に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

第17条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「、身体的拘束等」を「、前項の身体的拘束等」に改め、同項を同条第2項とし、同条第6項を削り、同条を第5条とし、第18条から第33条までを削る。

第34条第1項中「、その」を「、入所者に対し」に改め、同条第2項中「前項の規定による」を「軽費老人ホームは、前項の」に改め、同条を第6条とし、第35条を第7条とする。

附則第2条から第11条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の施行による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。